

第74回国民体育大会下妻市売店募集要領

1 目的

第74回国民体育大会下妻市売店設置運営要項に基づき、大会参加者及び一般観覧者の便宜を図るとともに、下妻市物産品や国体関連グッズ等の展示販売等を行うため、売店を募集する。

2 対象となる競技会場及び日程

会 場	日 程
砂沼球場	2019年9月29日(日)～10月1日(火)
柳原球場	
千代川運動公園野球場・ 千代川中学校グラウンド	

※出店位置は、実行委員会が現地の状況等を勘案して決定する。

3 開設時間

原則として、開設開始は競技開始より1時間前から、開設終了は競技終了より30分後までとする。ただし、実行委員会は、必要に応じてこれを変更することができる。

4 会場設備

実行委員会が売店を設営する場所の1ブースあたりの設備等は、次のとおりとする。その他に必要な設備等がある場合は、実行委員会に報告の上、各出店者が準備する。

- (1) テント（2間×3間）1張
- (2) 長机（45cm×180cm）6台
- (3) 椅子（パイプ椅子）4脚
- (4) 上記の備品以外に必要な物は、出店者が用意してください。

※ 1出店者が2ブース以上又は1/2ブースでの利用を希望する場合は、実行委員会が出店状況を勘案して調整する。また、出店数は各会場で異なるので、実行委員会に確認する。

※ 実行委員会の許可を受けて火気又は燃料等危険物を使用する出店者にあつては、必要に応じて所轄消防署に届出をするとともに、区画内に必ず消火器を設置すること。

5 登録料

1 ブース（2間×3間）あたりの登録料は、市内業者が3,000円、市外業者が5,000円とする。

※ 納付された登録料は特別の場合を除き還付しない。

※ 行政関係等、県内の福祉施設、実行委員会が特に認めた場合は登録料を免除とする。

6 販売品目

(1) 国体関連グッズ

国民体育大会標章又はいきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会のマスコット「いばラッキー」を使用した商品で、それぞれ公益財団法人日本スポーツ協会又はいきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会実行委員会の使用承認を受けているもの

(2) スポーツ用品

(3) 観光物産品

下妻市の名産品として、営業店舗等で販売しているもの。なお、農産物、農産加工品、地酒、菓子などの土産品については、この中に含むものとする。

(4) 飲食物

① 製造加工品

食品衛生関係法令に規定する営業許可施設等において製造・加工されたもので、容器包装等により衛生的な措置が講じられ、法令等の規定に基づく表示がなされているもの

② 現地調理品

売店において調理する食品は、あらかじめ営業許可施設においてカット等の下処理されたものを提供直前に加熱処理するものであること。

(5) 宅配便

(6) 前各号に掲げるもののほか、実行委員会が必要と認めたもの

7 出店者基準及び条件

次の(1)及び(2)のいずれにも該当する者で、実行委員会が適当と認めた者とする。

(1) 次の条件のいずれかに該当する者

- ・ 申請時に1年以上茨城県内に店舗を有して営業を継続している者
- ・ 過去3年以内の国体において出店実績がある者
- ・ 国体関連グッズ又は観光物産品に係る関係団体等
- ・ その他実行委員会が認めた者

(2) 次の条件のすべてに該当する者

- ・ 法令等により許可又は登録を必要とする営業については、当該許可又は登録を受けていること。
- ・ 法令等に違反して、過去1年間処分を受けていないこと。
- ・ 飲食物販売の出店者については、過去1年間食中毒発生等における行政処分歴がないこと。
- ・ 出店申請書の提出日時点において租税の滞納がないこと。
- ・ 下妻市暴力団排除条例第2条第1項第1号から第3号に規定する暴力団員等でないこと。また、販売員等として、暴力団員等を使用し、又は雇用していないこと。

8 出店者の選定

実行委員会において、第74回国民体育大会下妻市売店設置運営要項に基づいて審査する。ただし、当該申請をした者が、次のいずれかに該当するときは、実行委員会は、当該申請をした者を優先して選定することができる。

- (1) 売店等の取扱品目に係る業種別協議会、連合会、協同組合等の団体
- (2) 社会福祉施設又は社会福祉法人
- (3) 競技開催期間中継続して出店することができる者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、実行委員会が適当と認めた者

9 提出書類

- (1) 出店申請書（様式第1号）
- (2) 出店概要書（様式第2号）
- (3) 売店従事者及び搬入車両予定表（様式第3号）
- (4) 誓約書兼承諾書（様式第4号）

10 応募方法

出店希望者は、所定の申請書（様式第1号～様式第4号）に必要事項を記入、押印の上、本人確認書類を添付して、2019年5月31日（金）までに実行委員会事務局へ提出すること。※郵送の場合は、2019年6月3日（月）必着とする。

11 その他

- (1) 実行委員会を選定した者に対しては、6月下旬頃に決定通知書を送付します。また、

8月頃に説明会を開催し、売店出店許可証（様式第5号）を交付します。

- (2) 売店出店に係る禁止事項、遵守事項、管理運営等は、「第74回国民体育大会下妻市売店設置運営要項」を確認してください。
- (3) 原則、1出店者につき駐車場1台分を用意しますが、会場から距離がある場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- (4) 出店者は、天候不良（自然災害を含む）など実行委員会が予測できない理由により出店が中止又は縮小になった場合でも、出店準備で生じた経費等の補償を実行委員会に請求することはできません。
- (5) 出店者は、当初に予想していた収益が得られなかった場合でも、その損害の補てんや補償を実行委員会に請求することはできません。
- (6) この要項に定めのない事項については、関係団体等と協議の上、実行委員会が定めるものとします。

付則

この要領は、平成30年4月23日から施行する。

付則

この要領は、平成31年4月11日から施行する。